

主な改正手数料一覧

| 手数料の種類 | | 改正前 | 改正後 | |
|--|--|--|--|-----------------------------------|
| 建築基準法 | 建築物の確認申請手数料 (完了検査申請手数料) | 床面積の合計が30㎡以内の場合 | 7,000円 (14,000円) | 8,000円 (15,000円) |
| | | 床面積の合計が30㎡超100㎡以内の場合 | 14,000円 (17,000円) | 20,000円 (24,000円) |
| | | 床面積の合計が100㎡超200㎡以内の場合 | 24,000円 (24,000円) | 34,000円 (34,000円) |
| | | 床面積の合計が200㎡超300㎡以内の場合 | 31,000円 (35,000円) | 36,000円 (37,000円) |
| | 建築設備の確認申請手数料(新設) | 昇降機1基ごとに14,000円 | | |
| | 建築設備の完了検査申請手数料(新設) | 昇降機1基ごとに17,000円 | | |
| 仮使用認定申請手数料(新設) | 120,000円 | | | |
| 既存建築物の大規模修繕等の接道又は道路内の建築制限の緩和に関する認定申請手数料(新設) | 27,000円 | | | |
| 長優法 ※1 | 面積区分の変更 | 共同住宅等の床面積の合計が500㎡以内のもの | 共同住宅等の床面積の合計が300㎡以内のもの | |
| | 建築物等の確認申請を併せて行う場合の手数料の合算範囲の変更 | 建築物の確認申請手数料と合算 | 建築物若しくは昇降機の確認申請手数料又は仕様基準※4を適用する場合の建築基準法の確認申請手数料に加算する額と合算 | |
| 低炭素法 ※2 | 仕様基準※4及び計算併用法によるもの(新設) | 29,000円 (床面積の合計が200㎡未満の一戸建て住宅の場合) | | |
| | | 33,000円 (床面積の合計が200㎡以上の一戸建て住宅の場合) | | |
| | 面積区分の変更 | 床面積の合計が500㎡以内のもの | 床面積の合計が300㎡以内のもの | |
| 建築物等の確認申請を併せて行う場合の手数料の合算範囲の変更 | 建築物の確認申請手数料と合算 | 建築物若しくは昇降機の確認申請手数料又は仕様基準※4を適用する場合の建築基準法の確認申請手数料に加算する額と合算 | | |
| 建築物省エネ法 ※3 | 仕様基準を適用する場合の建築基準法の確認申請手数料に加算する額(新設) | | 14,000円 (床面積の合計が200㎡未満の一戸建て住宅の場合) | |
| | | | 16,000円 (床面積の合計が200㎡以上の一戸建て住宅の場合) | |
| | 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(新設) | | 5,000円 (一戸建て住宅の場合) | |
| | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | 仕様基準※4及び計算併用法によるもの(新設) | 29,000円 (床面積の合計が200㎡未満の一戸建て住宅の場合) | |
| | | | 33,000円 (床面積の合計が200㎡以上の一戸建て住宅の場合) | |
| | 建築物等の確認申請を併せて行う場合の手数料の合算範囲の変更 | 建築物の確認申請手数料と合算 | 建築物若しくは昇降機の確認申請手数料又は仕様基準※4を適用する場合の建築基準法の確認申請手数料に加算する額と合算 | |
| | | | | |
| | 建築物エネルギー消費性能適合確認を要する場合の建築基準法の完了検査申請手数料に加算する額(新設) | | | 3,000円 (床面積の合計が30㎡以内の場合) |
| | | | | 5,000円 (床面積の合計が30㎡超100㎡以内の場合) |
| | | | | 6,000円 (床面積の合計が100㎡超200㎡以内の場合) |
| | | 7,000円 (床面積の合計が200㎡超300㎡以内の場合) | | |
| 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料及び建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料(新設) | | 2,500円 (一戸建て住宅の場合) | | |
| 各手数料算定における面積区分の変更 | | 床面積の合計が500㎡以内のもの | 床面積の合計が300㎡以内のもの | |
| 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料 | | (削除) | | |

注記：建築物の計画変更確認申請手数料及び完了検査手数料並びに建築物等の確認申請を併せて行う長優法、低炭素法及び建築物省エネ法の計画変更認定申請手数料については、令和7年4月1日以降に工事着手する申請について適用し、同日前に工事着手する申請については、従前の例によります。

- ※1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
- ※2 都市の低炭素化の促進に関する法律
- ※3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ※4 建築物エネルギー消費性能適合性判定のただし書